

登録業者としての遵守事項

建設産業は、地域経済の発展、雇用の確保を支える重要な役割を担うものであり、とりわけ、公共事業は、良好な公共財の構築を通して市民の生活環境の向上に大きく寄与するものです。

各位におかれましては、その本旨を十分理解され、次に掲げる注意事項に留意し、建設業法等の関係法令・規程に基づき常に最新の情報を入手して遵守するとともに、施工体制の充実等一層の自己研鑽に努められ、公共工事のより一層の適正化にご協力ください。

1 基本的心構え

- (1) 建設業法等の関係法令及び倉敷市の建設工事関係諸規則等を遵守すること。
- (2) 登録業者としての自覚を持ち、反社会的行為をしないことはもちろん、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に違反する行為は絶対に行わないこと。
- (3) 暴力団の利用や金品の提供をしないこと、また、暴力団、えせ右翼、えせ同和等からの要求には絶対に応じないこと。また、被害を受けた場合は、速やかに関係機関に届け出ること。
- (4) 本市への各種申請のほか建設業許可申請及び経営事項審査等において虚偽の申請を絶対に行わないこと。

2 入札及び開札執行について

- (1) 入札参加者は、設計図書に基づき適切な積算をして入札を行うこと。
- (2) 倉敷市工事請負契約約款及び倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約約款等の内容を承諾のうえ入札すること。
- (3) 連合（談合）その他の入札の不正行為は絶対に行わないこと。事前に入札参加者を知ろうとする行為は入札の公正を害する行為と認め、指名停止等の対象とする。
不正な行為があったと認められる場合は、入札（開札）の延期又は中止をするほか入札の全部を無効とする。
- (4) 入札金額登録時は、入力した入札金額及び「000」を除く任意の3桁の「くじ番号」を十分確認したうえで応札すること。応札後に誤り等が判明した場合でも撤回等は認めないので、細心の注意を払うこと。
- (5) 工事の入札の際には入札金額内訳書を登録すること。必要項目への記入漏れ等がある場合は失格とするので、内容を十分確認したうえで登録すること。応札後に誤り等が判明した場合でも撤回等は認めないので、細心の注意を払うこと。
- (6) 入札参加に関する手続の締切日時等は厳守すること。入札参加者の責によらない特別な場合を除き、締切日時等の延期は認めないので注意すること。
- (7) 入札参加に関しては、パソコン等の故障や電子入札用ICカードの破損などのリスクに備えるため、十分な時間的余裕を持って手続を行うこと。

3 電子入札

- (1) 電子入札システムの操作マニュアルを熟読し、システム操作に誤りの無いよう注意すること。
電子入札システムの操作方法の不知による苦情等は一切受け付けない。
- (2) 入札参加に関する手続の締切日時を延期したとき、及び電子入札システムに障害が発生したときは、契約課ホームページ及び岡山県電子入札共同利用システムホームページなどで告知するので、

内容を確認すること。

- (3) 入札参加者側での電子入札参加上の障害（パソコン等の故障、停電若しくは天災等）が発生した場合は、契約課に設置した来庁者用端末機を利用し必要な入札手続を行うこと。
なお、締切日時まで時間的な余裕が無い場合は、直ちに契約課へ連絡し担当職員の指示に従うこと。
- (4) 電子入札用 I Cカードを取得していない者（電子入札システムにおいて利用者登録を行っていない者を含む。）への指名は行わないので、入札参加を希望する者は、電子入札用 I Cカードの購入手続を行うこと。

4 請負工事の施工、委託業務の履行について

- (1) 工事等は、契約書、設計図書等に基づき、かつ、本市監督員の指示及び監督に従って適正に施工し、工期、納期を厳守すること。また、施工体制の充実・強化に努め、自己施工の拡大に努めること。
- (2) 現場の安全管理に特段の注意を払い、事故発生の未然防止に努めること。万が一、事故が発生した場合は、市発注工事か民間等発注工事かを問わず、指定の様式により速やかに届け出ること。

5 下請契約について

- (1) 適正な施工能力のある受注業者を選定すると同時に、市内業者への発注に努めること。
- (2) 下請契約にあたっては、建設業法令遵守ガイドラインに準拠し、必要事項の記載された契約書等により適正に契約すること。
- (3) 下請業者に対する代金支払いについては、誠実に対応すること。また、下請けの発注にあたっては、適正な金額での発注を行うこと。
- (4) 下請業者の施工体制等については、元請業者において確実に把握・管理すること。
- (5) 一括下請けは絶対にしないこと。また、不必要な重層下請けは行わないこと。
- (6) 下請けを発注する場合、必ず事前に下請負人選定一覧届出書を施行担当課に提出し、承認を得ること。

6 建設業許可等更新時の届出について

建設業許可及び経営事項審査が更新されたときは、必ず写しを契約課へ提出すること。建設業許可及び経営事項審査の有効期限切れの場合（契約課への写しの提出が無く、更新の確認がとれない場合を含む。）は、入札参加資格を一時的に喪失し、また指名があっても更新の確認がとれるまでの間は、入札に参加できないので十分注意すること。

7 適正な営業所設置について

- (1) 本店・支店等、市に登録している営業所については、営業所専任の技術者を配置し、帳簿の備え付け、事務員の配置等、実態として機能していること。調査の結果、営業所としての実態が欠けていると判明した場合は、原則として指示する事項を満たすまで入札参加できないものとする。
- (2) 営業所には、建設業の許可証のほか営業所を示す看板の掲示等がなされていること。
- (3) 同一所在地に他の事業所等が同居している場合は、完全に分離していること。

8 その他

- (1) 市へ登録した内容が変更（所在地・代表者等の変更のほか、技術者が退職等した場合を含む。）となった場合は、その都度、遅滞なく必要書類を添付した変更届により届け出ること。
- (2) 市内業者又は市内に契約先となる営業所を有する者にあつては、当該営業所の所在地に変更があった場合は、変更届書類とともに「登録所在地調べ」を提出すること。
- (3) 最近、税務署から債権差押通知書が送付される事例が散見される。納税は国民の義務であり、税を財源とする公共工事を受注する者が滞納者であつては到底市民の理解は得られない。各位においては、市税はもとより国税に至るまで、年度内においても滞納を生じさせないこと。
- (4) 社会保険は、その適用事業所となった場合は、法律により加入が義務づけられており、事業主は従業員と保険料を折半して負担し、納付する義務を負うこととされている。各位においては、国税・地方税と同様に、滞納を生じさせないこと。
- (5) 障がい者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に沿い、積極的に障がい者雇用の促進を図ること。